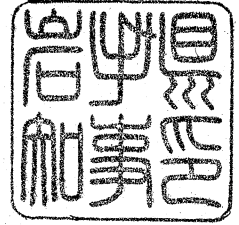


水振第 159 号
令和6年5月31日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手県資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、標記方針を変更したいので、同条第10項で準用する同条第4項により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（高梨）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

(案)

令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	17,100 トン	900 トン (5%) を 県の留保と する
まだら本州太 平洋北部系群	全ての漁業	左記漁業がまだ ら本州太平洋北 部系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の総量	6,060 トンの 内数	